

やまのベコミュニティバス広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山辺町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成21年山辺町告示第38号。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、やまのベコミュニティバスへの広告掲載等について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置、規格、掲載期間及び掲載料)

第2条 広告を掲載する位置、規格、掲載期間及び掲載料は、別表1のとおりとする。ただし、掲載期間が月単位で、同一の広告主が連続して広告の掲載を希望する場合は、最大12箇月とし、別表2を適用するものとする。（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 掲載期間は、1箇月単位（一車両の運行日）とし、運休日等の日数分に応じた広告期間の延長はしないものとする。

3 山辺町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成21年山辺町告示第38号）第13条の規定に基づき、広告掲載料の減免を受けた者の掲載期間は、原則1箇月間とし、必要に応じ延長することができる。ただし、有料広告の申込みがあり、掲載枠を超える場合は掲載期間を短縮することができる。

(掲載料の納付)

第3条 広告主は、広告掲載料を、掲載決定後町長の指定する期日までに、一括して前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 広告主は、前条第1項に基づき連続して掲載を希望し、かつ、掲載期間が2会計年度にわたる場合は、別表2に基づき算出した広告料を年度毎（第2年度は4月）に一括して納入しなければならない。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告を掲載しようとする者及び連続掲載期間内に広告内容を変更しようとする者は、有料広告掲載等申込書に掲載しようとする広告原稿案を添えて、掲載を希望する4週間前（つり革を除く。）までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第5条 要綱第8条第2項の規定によっても、なお、掲載を適当と認める申込みが広告掲載空枠数を超えるときは、同順位の申込みのうち掲載希望月数の多い者を優先し、これをもってしても枠数を超える場合は抽選とする。

(広告の作成及び提出)

第6条 広告主は、掲載しようとする広告を自ら作成（つり革を除く。）し、町長が指定する期日、場所等に提出しなければならない。

2 町長は、広告の内容、デザイン等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがある、又は要綱及びこの基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は総務課長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年12月9日から施行する。

別表 1

広告掲載の位置等		規 格 等	掲載期間	掲載 単位	広告掲載料		備 考
					町 内	左 以 外	
車 内	額面ポスター	日本工業規格B3判まで (364mm×515mm)	1箇月	2枚	500円	700円	最大6単位(12枚) まで
	シートポケット	日本工業規格A3判まで (297mm×420mm)	1箇月	1個	200円	300円	1ポケット20枚まで (18ポケット)
	つ り 革	町 指 定 の も の	1 年	1 個	5,000円	7,000円	
車 外 広 告		525mm×840mm	1箇月	1枚	5,000円	6,000円	広告スペース (503mm×805mm)
運行路線図(時刻表)		47mm×74mm	ダイヤ改正(路線変更)まで	1枚	8,000円	12,000円	

- ※ 1箇月単位は、原則として月の初日から末日までの1箇月間。1年単位は、各年度の4月から翌年の3月までの1年間。
- ※ 町内とは、広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合。
- ※ 2つ折り(B4判・A3判は2折り)の場合は、10枚まで。冊子は、A4判までで、上記広告掲載料の2割増しとする。
- ※ 車内広告については、町と協議し広告主が設置すること。
- ※ 上記以外については、別途協議すること。

別表 2

	掲 載 回 数	町 内	左 以 外
額 面 ポ ス タ ー	3 箇 月 以 上 5 箇 月 以 下	4 5 0 円 / 月	6 0 0 円 / 月
	6 箇 月 以 上 1 1 箇 月 以 下	4 0 0 円 / 月	5 5 0 円 / 月
	1 2 箇 月	3 5 0 円 / 月	5 0 0 円 / 月
シ ー ト ポ ケ ッ ト	3 箇 月 以 上 5 箇 月 以 下	1 8 0 円 / 月	2 7 0 円 / 月
	6 箇 月 以 上 1 1 箇 月 以 下	1 5 0 円 / 月	2 5 0 円 / 月
	1 2 箇 月	1 0 0 円 / 月	2 0 0 円 / 月
車 外 広 告	3 箇 月 以 上 5 箇 月 以 下	4, 5 0 0 円 / 月	5, 5 0 0 円 / 月
	6 箇 月 以 上 1 1 箇 月 以 下	4, 0 0 0 円 / 月	5, 0 0 0 円 / 月
	1 2 箇 月	3, 5 0 0 円 / 月	4, 5 0 0 円 / 月

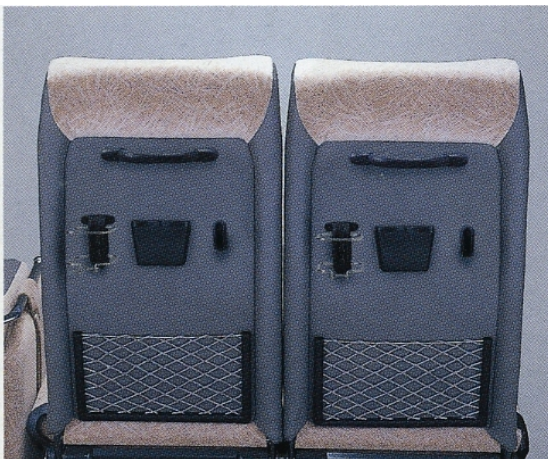
※ 町内とは、広告主が町内に住所又は主たる事務所がある場合。

やまのベココミュニティバス広告(位置)イメージ

【額面ポスター】



【シートポケット】



【つり革】



【車外】(後面)

